# 第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

**（住宅用防災機器）**

**第３０条の２**　住宅（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第 30 条の 4 に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1) 住宅用防災警報器（令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）

(2) 住宅用防災報知設備（令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

【解釈及び運用】

本章の規定は、2006 年（平成 18 年）6 月 1 日から施行され、既存の住宅については、2011 年（平成 23 年）6 月 1 日まで適用しないこととされている。

1　「**住宅**」とは、住宅の用途に供する防火対象物（その一部を住宅の用途以外の用途に供する防火対象物にあっては、当該住宅の用途以外の用途に供する部分を除く。）をいうものである。

なお、令別表第 1 に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供されている防火対象物であって、令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供される部分についても対象となるものである。（図３０－２－１参照）

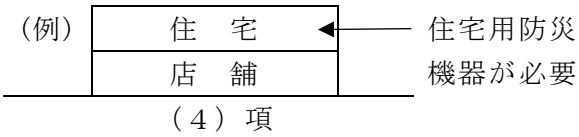


図３０－２－１

2　「**関係者**」とは、当該住宅の所有者、管理者、占有者をいい、関係者の区分が分かれている賃貸住宅等の場合は、3 者のうちいずれかの者が設置し及び維持する必要がある。

なお、法令上の用語は、「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」であるが、広報・普及啓発を行う際は、従来から普及を促進してきた「住宅用火災警報器」及び「住宅用自動火災報知設備」を使用すること。